

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第109号

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則

元離宮二条城事務所規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市元離宮二条城事務所規則

第5条に次の1号を加える。

(10) 元離宮二条城保存整備委員会に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)